

FD 検討委員会規約

(設置)

第1条 教務委員会規約第9条1に基づき、中部大学工学部都市建設工学科（以下「本学科」と称する）にFD 検討委員会（以下「本委員会」と称する）を置く。

(目的ならびに職務)

第2条 本委員会は、他の2検討委員会（カリキュラム検討委員会ならびに教育支援検討委員会）とともに教育プログラムの評価・点検に関して密な連携を取りながら、本学科のカリキュラムを適切な教育方法によって展開し、その教育成果をあげるために、教員のさらなる質的向上を図るとともに、教育支援組織としての教員間情報交換ネットワークの構築を行い、教員相互の教育に対する意欲を増進させるための改善策を提案することを目的とする。本委員会での決定・提案事項は教務委員会での審議（または教務委員会委員長への報告・承認）を経た後、学科会議で協議し、学科会議の全構成員に周知される。

(組織)

第3条 本委員会は、本学科の全教員（教授、助教授、講師ならびに助手）をもって組織する。

(世話役)

第4条 本委員会に世話役を置く。世話役は、本委員会から1名互選する。ただし、他の委員長または世話役との兼任を妨げない。

2 世話役に事故があるときは、教務委員会委員長または副委員長が、その職務を代行する。

(任期)

第5条 FD 検討委員会規約第3条（組織）および第4条（世話役）の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第6条 世話役は、本委員会を招集し、その議長となる。

2 本委員会は、委員の5分の3以上の出席がなければ開催することができない。

3 本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 本委員会が必要と認めたときは、本委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議内容)

第7条 教育組織に関する問題点を議論し、教員による支援体制、教員の質的向上、教員の教育に対する貢献度の評価、科目間の連携を密にするための教員間連絡ネットワークに関する点検を行い、改善事項の指摘を教務委員会に行う。

(委員会の開催)

第8条 本委員会は、他の2検討委員会（カリキュラム検討委員会ならびに教育支援検討委員会）の活動、あるいは都市建設工学科の活動に配慮した上で、必要に応じて開催する。

(情報の公開)

第9条 本委員会議事の内容に関しては各回の議事録を作成し、これを学科資料室に保存するとともに、開示する。

(雑則)

第10条 本規約を定めるほか、本委員会の運営に関して必要な事項があれば、これを別に定める。

(付則) 本規約は、平成18年2月16日から施行する。

2 本規約の改正は、学科会議に議を経ることを要する。